

第38回 地方分権改革有識者会議
第98回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和元年9月2日（月）10：00～11：47

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員

〔政府〕舞立昇 内閣府大臣政務官、山崎重孝 内閣府事務次官、田和宏 内閣府審議官、宮地俊明 内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希 内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕 内閣府地方分権改革推進室参事官

議題：令和元年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第38回地方分権改革有識者会議・第98回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催いたします。

本日は、御多用のみぎりをご多難に御座りながら御参集いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

本日は、公務多忙の折にもかかわらず、舞立政務官に御臨席を頂戴いたしております。

有識者会議の議員及び委員の出席状況でございますが、本日は地方分権改革有識者会議の石橋議員、三木議員、小早川議員、勢一議員、提案募集検討専門部会の大橋部会長代理、野村構成員、磯部構成員、山本構成員から、所用のため、御欠席との御連絡を頂戴しております。

それでは、開会に先立ちまして、舞立政務官から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（舞立内閣府大臣政務官） 皆様、おはようございます。内閣府大臣政務官の舞立でございます。

本日は、お忙しいところをありがとうございます。皆様方におかれましては、神野座長、そして、高橋部会長を初め、本当に日頃、地方分権改革の推進に御尽力賜っておりますことに、厚く感謝、お礼を申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会におきましては、現在、関係府省や地方3団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論をいただいていると承知しておりまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、大臣、副大臣が欠席ということで大変申しわけございませんが、7月末に公表させていただきました関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議いただきたいと考えております。これまでのところ、各府省等の間で検討の方向性が合致しているものもあれば、そこまでには至っていない事項もあるところで

ございまして、調整を加速化させていきたいと思っておるところでございます。

地方分権改革有識者会議、そして、提案募集検討専門部会の皆様方におかれましては、なお一層の御尽力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、初めに配布資料の確認をさせていただきます。

本体資料でございますが、資料1が「令和元年地方分権改革に関する提案募集重点事項」。

資料2が、「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」。

資料3が、地方3団体からの資料でございますが、資料3-1が「全国知事会資料」、資料3-2が「全国市長会資料」、資料3-3が「全国町村会資料」となっております。

資料4が、「平成26～30年の対応方針のフォローアップの状況」に関する資料。

資料5が、平井議員から御提出していただいております資料でございます。

その他、参考資料が1部ございますが、資料はおそろいかどうか御確認をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、冒頭、政務官からもお話がございましたように、本日の議事は、議事次第を御覧いただければと思っておりますが、「令和元年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」について、御審議を頂戴するということになっております。

それでは、まず、高橋部会長から、提案募集検討専門部会における検討状況等につきまして、御説明を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高橋部会長) それでは、御報告を申し上げます。

提案募集検討専門部会におきましては、例年どおりでございますが、関係府省からのヒアリングと地方3団体からのヒアリングを行ってまいりました。以下、これらのヒアリングの概要を御報告した上で、今後の検討の方針と進め方について御説明を申し上げたいと思っております。

まず、関係府省ヒアリングの概要についてでございます。関係府省との議論の状況につきましても、一定の議論の進展があったものの、現在では対応が困難であるとか、今後、検討とされた回答も見られるところでございます。10月上旬からの第2次ヒアリングも含めて、議論を加速させていただきたいと思っております。

少し詳しく申し上げますために、関係府省との議論の状況を例年どおりでございますが、大きく4つに分類して御紹介を申し上げたいと思っております。すなわち、検討の方向性が合致している事項。検討の方向性が一部は合致している事項。検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項。検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項。この4分類でございます。それぞれ代表的な項目を申し上げたいと思っております。後ほど、事務局から詳しく御説明があると思っておりますが、資料1を御覧いただければと思っております。

資料1でございます。1ページに一覧がございますが、検討の方向性が合致している事項の例といたしましては、重点事項の3番、「病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和」がございます。飛びまして、重点事項の30番。一覧の下から4つ目くらいにあるものでございますが、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化」でございます。コンクリート製と木造製が混在している住家がありますが、これの判定の方法の明確化です。裏に行きまして、重点事項の37でございます。「小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和」。これが大体、検討の方向性が合致している事項の例でございます。

一部、検討の方向性が合致している事項の例といたしましては、戻りまして、重点事項の2がございます。「里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化」。さらに、重点事項の8番でございますが、「放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し」。これは平成30年度のフォローアップ案件でございます。重点事項の25、下のほうにまいります、「森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大」。これが、検討方向が一部合致している事項の例でございます。

検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項の例といたしましては、17番になります。「へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを可能とする見直し」。それから、19番、「所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与」、これを挙げるができると思います。

4番目の検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項の例といたしましては、番号の14でございますが、「小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し」。重点事項の21でございますが、「特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化」、これらを挙げるができると思います。

以上、4項目の代表的な例を御紹介しましたが、関係府省からのヒアリングに際しましては、部会としての考え方を提示しておりまして、関係府省には今後、引き続き検討を依頼しております。

次が、地方3団体のヒアリングでございます。全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングにつきましては、飛びますが、資料3を参照していただきたいと思っております。それぞれ2～3という形で資料を御提示していただきました。そして、ヒアリングにおきましては、地方3団体から、提案募集方式による取り組みに対する評価と期待を表明していただきました。その上で、今回の提案全般に対しまして、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点の指摘もございました。市長会のご意見のところにも、その点の留保みたいなものも付記されているところでございます。これらを踏まえまして、今後、検討を進めていきたいと考えております。

これらの作業を踏まえ、今後の検討の方針及び進め方についてでございます。今後の部会における検討の方針としては、まず、検討の方向性が合致している事項、検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いしたいと思っております。内閣府及び関係府省において、関係地方公共団体の意向確認を行うなどをあわせて、具体化に向けた詰め作業を行っていきたいと思っております。

3番目の検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項につきましては、関係府省から、さらなる検討の結果について、御報告いただけるものと思っております。その状況をお聞きしながら、専門部会としても対応方針について、検討をしまいたいと思っております。

最後の検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項につきましては、再度、関係府省に対して、専門部会としての考え方や論点を明確にお示しして、さらなる検討をお願いしたいと思っております。その上で、さらに議論を詰めていきたく思っております。

以上の方針を前提といたしまして、今後の検討の進め方については、明日予定されておりますが、内閣府から関係府省への再検討の要請の際に併せて、資料2になりますが、主な再検討の視点。これを資料2にまとめておりますが、これを関係府省に対して、文書でお示しすることとしたいと思っております。関係府省に対しましては、それを踏まえて、9月17日の火曜日までに御回答をいただくことを考えております。部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を詰めていきたく思っております。

最後に、例年のことではございますが、昨年においても、この段階では検討の方向性が合致している事項は、必ずしも多くありませんでした。その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と課題を一つ一つ議論して、数多くの提案を前進させ、実現に至りました。したがって、今年度も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多く、地方の提案が実現できますよう、部会として努力をしまいたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

(菅原次長) それでは、事務局から資料2に沿って説明をさせていただきます。

ページを1枚めくっていただきまして、まず資料のつくりでございますけれども、左側から「提案」、「提案団体（関係府省）」、「提案の概要」となっておりまして、ここまでの分は前回の会議でお示したものと基本的に同じでございます。その右側に「関係府省からの第1次回答の概要」、さらに右側に「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」となっておりまして、ここの部分が今回御説明する内容でございます。本年の重点事項は45事項ございますので、時間の関係上、適宜省略して説明をさせていただきます。

それでは、まず1番目でございますけれども、事業所内保育などの地域型保育事業に

つきましては、保育所の所在する市町村のほかに、その保育所を利用する者が居住する市町村も確認を行うということになっておりますけれども、保育所の所在市町村による確認だけで足りるようにしてほしいという提案でございます。内閣府、厚労省からは、「他の市町村の住民が利用する場合には、市町村による調整が行われることが制度的に担保される必要があるので、慎重に検討すべき」との回答でございました。再検討の視点では、「現状でも市町村間の調整は利用調整の過程で十分行われているので、確認事務を廃止しても支障はないのではないか」と指摘した上で、「子ども・子育て会議において早期に具体的な議論に入る」よう求めています。

続きまして、2番目でございますけれども、里帰り出産の際に里帰り先で上のお子さんについて一時預かり事業を利用する場合に、もともとの保育所等を退所する必要があるのかどうか明確にしてほしいという提案でございます。1次回答では必ずしも明らかではございませんでしたが、1次ヒアリングの際に、「通園していた保育所を退所しなくても一時預かり事業の対象とすることは可能であり、交付金の対象にもなる」という説明がございました。再検討の視点では、「通園していた保育所等を退所しなくても一時預かり事業が利用可能であること、交付金の対象となること等について明確化し、その内容、周知方法、スケジュールを2次ヒアリングまでに示す」よう求めています。

続きまして、4ページ目でございます。病児保育施設を整備する者の範囲に係る規制緩和でございます。現在、NPO法人などが運営する病児保育施設については、運営費の補助はございますけれども、施設整備費の補助がないことから、施設整備費についても補助対象としてほしいという提案でございます。内閣府、厚労省からは、「NPO法人等が補助対象となるように交付要綱を改正する」という回答がございました。再検討の視点では、「来年度予算での対応に向けて財政当局と調整を進める」よう求めています。

続きまして、その下の4番でございますが、ひとり親であることの証明に係る事務の見直しについてです。詳しくは2つございまして、まず(1)の母子家庭自立支援給付金に関するものでございますけれども、申請書に添付された書類だけではひとり親であることが確認できない場合があるので、市町村に調査権限を付与してほしいという提案でございます。厚労省からは、「児童扶養手当証書や戸籍の交付請求などの現行の規定で対応が可能」という回答がございました。再検討の視点では、「支給要件を満たすか否か判断が難しいケースについて、どのような確認を行えば足りるのか明確にして周知する」よう求めています。

次に、(2)の特定求職者雇用開発助成金に関するものですが、これは国の助成金の支給に当たりまして、受給する事業者が雇用者がひとり親であることの証明を市町村からもらってくるように求めているというものでございますが、これを廃止してほしいという提案でございます。厚労省からは、「証明書の精査を行い、求職者の負担が生じることのないよう見直しを検討する」との回答がございました。再検討の視点では、「法的根拠もなく市町村に証明事務を行わせているものであるため、速やかな廃止」を求め

ております。

続きまして、6ページ目の5番、放課後児童クラブについて、社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することができるようにしてほしいという提案でございます。厚労省からは、「設置が可能となるよう通知の改正に向けて検討する」との回答がございましたので、再検討の視点では、「なるべく早期に通知を改正する」よう求めています。

その下、6番、障害者通所給付決定の有効期間の上限について、現行12カ月となっているのを、障害の状況、利用サービスの種類に応じて延長してほしいという提案でございます。厚労省からは、「時間の経過とともに障害の状況が変化するので、一定期間ごとに見直しを行うため、決定の有効期間の上限を12カ月としているが、提案を踏まえて、通所給付決定の実情を把握した上で判断をしたい」という回答があり、1次ヒアリングの際に、「来年度の調査研究事業で実情を把握したい」という説明がございました。再検討の視点では、「今年度中に把握する方法も検討し、2次ヒアリングまでに把握の方法、内容、スケジュールを示す」よう求めています。

7ページ目でございます。7番、児童発達支援事業所や放課後デイサービスの事業所に看護職員を配置した場合に、その看護職員を配置基準上の児童指導員・保育士としてカウントしてほしいという提案でございます。厚労省からは、「看護職員を児童指導員・保育士としてカウントした場合、発達支援の質の担保ができないことから適切ではない」、「なお、看護職員の配置については、平成30年度に報酬加算を創設した」という回答がございました。再検討の視点では、まず、「看護師を含めると発達支援の質が担保できないとする具体的な根拠」の説明を求めますとともに、「報酬の加算では医療的ケア児の入所相談後に看護職員を探さなければならず、結果として待機期間を強いることになること、あらかじめ看護職員を雇用しておいた方が医療的ケア時の円滑な受け入れができることから、前向きに検討する」よう求めています。

続きまして、8ページ目、8番でございます。30年のフォローアップ案件で、高等学校だけではなく、専修学校に通う障害児も放課後等デイサービスの利用対象に含めてほしいという提案でございます。30年の対応方針では、「利用実態等に係る調査を行い、本年度中に結論を得る」ということとされておりまして、1次ヒアリングで文科省から「調査研究を開始したところであり、12月の対応方針までには結論を得る」との説明がございました。再検討の視点では、「調査結果を速やかに取りまとめ、提案の実現に向けて検討する」よう求めています。

9番、障害児入所施設において重度障害児支援加算の適用を受ける施設基準、例えば入所定員は20人以上であるとか、重度障害児の居室は1階であるとか、重度障害児とそれ以外の障害児の入所建物は別棟にするとかいった基準でございますが、これを見直してほしいという提案でございます。厚労省からは、「2021年度の報酬改定に向けて、障害児入所施設における報酬のあり方について結論を得る」という回答がございました。

再検討の視点では、「障害児入所施設における小規模グループケアを推進している中で、施設基準も施設の小規模化に合わせて見直し、検討会等において議論の上、前向きな結論を出す」よう求めています。

10ページ目、10番でございます。医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大についてでございます。健康保険法の給付の対象となる訪問看護は、現在居宅に限定されておりますけれども、医療的ケア児の受け入れ拡大のため、保育所や学校も対象にしてほしいという提案でございます。厚労省からは、2段落目になりますけれども、「居宅以外の場所における医療的ケアを医療保険の給付対象とすることは、法の想定するところではなく、保険者や保護者の財政負担を伴うため、医療保険の訪問介護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である」としておまして、1段落目になりますけれども、「保育所における医療的ケア児の受け入れ等の方策については、現在行っているモデル事業の状況を踏まえて検討することが必要である」という回答でございました。再検討の視点では、「モデル事業の現行の枠組みでは受け入れ体制を十分に整備できないので、保育所等での訪問看護を給付対象とすべきではないか」、「訪問看護の範囲が際限なく拡大する、あるいは財政負担が大幅に増加し保険者の理解が得られないといったような厚労省の懸念については、どうすれば解消できるのかといった観点から検討すべきではないか」と指摘をしております。

11番、医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲の拡大についてでございます。現在、一定の研修を受けた者は、『特定行為』といたしまして喀痰吸引と経管栄養を行うことができますが、これに酸素管理も加えてほしいという提案でございます。厚労省からは、「従前よりやむを得ない措置として違法性を阻却されていた喀痰吸引や経管栄養に限っている『特定行為』の範囲を拡大することは、子供の安全や資格の専門性の観点から慎重な検討が必要である」との回答がございました。再検討の視点では、「現行の制度を検討した検討会の中間取りまとめにおいて、『将来的に特定行為の拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする』とされていることから、速やかに検討を開始し、2次ヒアリングまでに検討の場や手順を示す」よう求めています。

次に、12ページ、12番でございます。29年のフォローアップ案件で、学校給食費について児童手当からの特別徴収ができるようにしてほしいという提案についてです。29年の対応方針では、「学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、30年中に結論を得る」ということとされておりましたが、その後、文科省から、まずは学校給食費を強制徴収が可能な公債権として位置づける必要があり、ガイドラインを作成・通知し、公会計化を進めたいという説明がございまして、現時点では本年7月にガイドラインを発出したという段階でございます。再検討の視点では、「早急に公会計化の促進や徴収事務の負担軽減策の周知に努めること、文科省として公会計化の目標値、目標年度を明確にし、目標達成のための具体的な手法を検討すること」を求めています。

13番、居宅介護支援事業所の管理者の要件について、平成30年にケアマネから主任ケ

アマネに引き上げられた際に、3年間はケアマネでもよいという経過措置期間が設けられておりますけれども、これをさらに延長してほしいという提案でございます。厚労省からは、「現在、主任ケアマネになろうとする者が必要な研修を受けられるよう、研修の開催方法の工夫等を要請しているところで、そのほかの対応については、本年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討したい」という回答がございました。再検討の視点では、「主任ケアマネが確保できないためサービスを提供できなくなる状況が確認された場合には経過措置期間を延長すること、事業者が混乱することがないように余裕を持って方針を示すこと」を求めています。

14ページ、14番、小規模多機能型居宅介護事業所の定員上限の見直しについてでございます。登録定員の上限を超えた場合には介護報酬が減額される取り扱いとなっておりますけれども、過疎地等で新規事業者の参入が見込めないような地域では、一定の期間定員を超過した場合にも減額しないようにしてほしいという提案でございます。厚労省からは、「登録定員の拡大については、介護給付費分科会において実施すべきでないという結論が得られており、提案の取り扱いを認めることは困難」との回答がございました。再検討の視点では、「安全面・サービス面で質が確保できれば、定員上限を数人上回っても支障がないのではないか」、「今回の提案の内容について、過去の分科会において議論が尽くされていないことから、少なくとも審議会で議論すべきではないか」という指摘をしております。

15番、看護師等が介護福祉士の受験資格取得のための実務者研修を受講する場合に、医療的ケアの科目を免除してほしいという提案でございます。厚労省からは、「科目免除とする方向で調整し、年内を目途に通知改正を行う」という回答がございましたので、再検討の視点では、「今年度中に必要な措置を講じて、関係機関へ周知する」よう求めています。

その下、16番、介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取り扱いの連動についてです。現在、生活保護法の指定介護機関が介護保険法に基づく「事業の廃止」、「指定の取消」、「指定の効力の喪失」があったときには、生活保護法上も連動して指定の効力が失われるということになっておりますが、この中に「指定の効力の全部又は一時停止が」含まれていないので、これも含めてほしいという提案でございます。厚労省からは、「どの程度の支障事例が生じているのか把握した上で、必要な対応を検討したい」という回答がございました。再検討の視点では、「提案団体において現に支障事例が生じているので、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出す」よう求めています。

16ページ、17番でございます。現在、医師にのみ認められているへき地等における労働者派遣について、看護職員等の医療従事者も派遣できるようにしてほしいという提案でございます。厚労省からは、「労働者派遣については医療チーム内の意思疎通が十分行われず、医療に支障が生じかねないので原則として禁止している」、「看護職員の確保については別途の事業を進めており、その事業に引き続き取り組んでいきたい」との

回答がありましたが、1次ヒアリングの際に、年内には一定の結論を得るよう検討したいとの説明がございました。再検討の視点では、「2次回答では一定の具体的な方向性を示す」よう求めるとともに、「医師と同様に事前研修を行うことによってチーム医療への懸念は払拭できるのではないか」、「地域医療を守るためには一つでも選択肢を増やすべきではないか」という指摘をしております。

18番、へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直しについてです。病院の経営主体が同一または親族同士といった『特別の関係』にある病院間の患者の転院については、『特別の関係』にない病院間の転院に比べて診療報酬が低くなっております。また、地域医療支援病院の承認要件である患者の紹介にも、『特別の関係』にある病院間の紹介は含まない取り扱いとなっておりますけれども、医療機関の乏しいへき地等においては柔軟な取り扱いをしてほしいという提案でございます。厚労省からは、要するに、「『特別の関係』にある病院間での転院や紹介を自由に認めると、医療機関の裁量で患者の転院や紹介が行われ、結果として患者の負担増大や不利益につながる」という回答がございました。再検討の視点では、上の「診療報酬」も下の「地域医療支援病院」も同趣旨のことを言っておりますけれども、1つは「病院の機能分化が十分でなかったり、医療機関が少ない地域においては、患者への適切な医療を提供するためには『特別の関係』にある病院間での転院や紹介にならざるを得ない場合があるので、一定の配慮が必要ではないか」、2つ目ですが、「厚労省が懸念しているような医療機関の恣意的な転院、紹介とならないような要件の設定について検討する」よう求めているものでございます。

18ページ、19番、所有者不明空家に対する財産管理人の選任について、地方公共団体に申立権を付与してほしいという提案でございます。提案団体が財産管理人選任の申し立てについて家庭裁判所に相談したところ、当該空家に対する債権を有していないため、申し立てができる利害関係人に当たらないと判断されたという背景がございました。19ページのほうに回答と主な視点を書いておりますけれども、総務省、国交省からは、「地方公共団体が債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含め、事例集を作成して周知を図っている」、法務省からは、「法改正の要否について、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ慎重な検討を要する」、「所有者不明土地に対する財産管理人の選任については、既に地方公共団体にも申立権が認められており、土地と空家の所有者が一致する場合には、管理人が空家の管理をすることができる」との回答がございました。再検討の視点では、まず、「利害関係人に該当しないことを理由として財産管理人選任の申し立てが認められなかったか、あるいは申し立てを断念した実態を把握する」よう求めますとともに、「空家法上の責任は全ての市町村が負っているのに、申立権が認められるのは債権を有する市町村に限られるのは合理的ではないこと、所有者不明土地について申立権を認めているのに、所有者不明空家に認めないとする理由がないこと」などを指摘しております。

20ページ、20番でございます。未登記の空家について、不動産登記法の表題部記載事項に相当する情報を固定資産税情報から内部利用できるようにしてほしいという提案でございます。こちらも回答、視点は下のほうに書いてございますけれども、総務省からは、「空家法において所有者に関する情報に限り固定資産税情報の内部利用が可能とされているのは、代替手段に乏しいため例外的に措置したものであって、御提案の情報がないと空家法の施行にどの程度支障が生じているのか、実態を把握していただく必要がある」、国交省からは、要するに「空家の除去や活用の目安は外見で判断するなどの手段があり、提案のあった情報が必要となるのかどうか疑問である」、「所有者の同意を得て税情報を閲覧することや立入調査をする方法もある」という回答がございました。再検討の視点では、「これまでの実務の経験から、市町村が空家に関する情報を把握した上で所有者と相談をすることが重要であって、現場のニーズに対応した方策を検討すべきではないか」、「立入調査の対象となる特定空家に移行する前に情報取得できるようにすべきではないか」という指摘をしております。

22ページ、21番でございます。特定空家に対する代執行を行った場合の動産の取り扱いについて、保管期間や期間経過後に処分ができることなどを明確にしてほしいという提案でございます。下のほうになりますが、国交省、総務省からは、「動産は空家法の射程外であって、管理に係る規定を置くことは困難」、「代執行を行った市町村で動産に関する損害賠償請求が提起されたケースは把握していない」、「動産の管理について一律に規定すれば、かえって市町村の判断による対応を阻害しかねない」との回答がございました。再検討の視点では、まず、「代執行時の動産の取り扱いについて実態を調査すること」を求めるとともに、「動産の問題は空家の除却により必然的に生じる問題であり、空家法の射程外とは言えないのではないか」、「損害賠償請求を受けるリスクも考慮し、他法令も参考に空家法において保管スキームを設定すべきではないか」などの指摘をしております。

24ページ、22番でございます。地域未来投資促進法等に基づいて工業団地等の拡張を行う場合、「農用地区域外での開発を優先する」との条件について、都道府県知事の判断による適用除外とできるようにしてほしいという提案でございます。農水省、経産省からは、「現行制度でも農用地区域外での開発が困難な場合には、農用地区域内の土地を含めることが可能であり、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について明確化し、周知することとしたい」という回答がございました。再検討の視点では、「判断基準の明確化に当たっては、これまで以上に厳格な運用とならないように配慮すること」、「これまでの農業地区域内での開発の事例やどういう点がやむを得ないと判断されたのか、その着眼点を含めて通知すること」を求めております。

23番、旧農地法に基づく国有農地に関する見直しについてです。2つございまして、まず1つ目は、都道府県が管理する国有農地について、農業上の利用に供しない等の不要地認定を行った土地は国が管理してほしいという提案でございます。現在、不要地認

定が行われた国有農地については、境界の確定、工作物が越境していないかなどの確認の上で財務省に引き継がれて、財務省において管理・処分されることになっていますが、提案団体によれば、処分先の目処が立たないことを理由に引き継ぎを断られるケースがあるということでございます。回答のほうは26ページになりますけれども、財務省からは、「処分の目処が立たないことを理由に引き継ぎを受けないといったことがないよう周知徹底したい」、農水省からは、「管理自体は都道府県知事の法定受託事務としているので、管理対象から除外することは困難」との回答がございました。再検討の視点では、まず「不要地認定後の財務省への引き継ぎに係る事務を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにすること」を求めますとともに、「処分の目処が立たないことを理由に財務省への引き継ぎを断るような運用が行われないう、財務局・地方公共団体に対して書面で通知するなどの必要な措置を講ずるべきではないか」、「引き継ぎに当たって確認が済んでいる土地については、一定期間経過後に農水省が引き取り、財務省に引き継ぎを行うことを検討すべきではないか」と指摘しております。

提案の2つ目は、市町村に譲与された土地を国に返還せず用途廃止する場合に、条件とされている代替道路の整備に時間がかかることから、その条件を見直してほしいという提案でございます。農林水産省からは、「農道等として使用することを条件に市町村に無償譲渡したものであり、代替道路を整備しないにもかかわらず、国に返還せずに目的外で使用することは困難」との回答がございました。再検討の視点、②のところでございますが、「売却益を国に返還することを前提としつつ、市町村が自ら土地を処分することが可能とするなどの方策を検討すべきではないか」と指摘しております。

24番、26年のフォローアップ案件で、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止についてです。30年の対応方針で、「都道府県と市町村の協議ルールの定着状況を確認し、今年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する」ということになっておりまして、1次ヒアリングの際に国交省から「35団体で協議ルートを策定済みで、その他の団体も本年度内に策定する方向」という説明がございました。再検討の視点では、「本年度中に必要な措置を講じ、同意を廃止するための取り組みを進める」よう求めております。

28ページ、25番です。森林所有者等に対する固定資産税情報の利用範囲の拡大についてでございます。現在、森林法の改正により、届出義務が課せられた平成24年以降につきましては、森林所有者に関する情報について、固定資産税情報から内部利用することができず、これを平成24年以前に森林所有者になったものにも拡大してほしいという提案でございます。総務省、農水省からは、要するに「通常より重い守秘義務が課せられている地方税情報を利用可能とするためには、守秘義務の例外と位置づけるなど、個別法において一定の整理が必要であることから、両省で協議の上、対応を検討したい」という回答がございました。

再検討の視点では、「平成28年の林地台帳の創設、30年の森林経営管理法の成立などの状況変化を勘案して、守秘義務による保護法益との比較衡量を行い、範囲を見直すべ

きではないか」、「空家法や所有者不明土地法では、届出義務の有無にかかわらず税情報の内部利用が可能となっており、同様の取り扱いが可能ではないか」という指摘をしております。

26番、タクシーの営業区域の変更について、地方公共団体に要請権限を付与してほしいという提案です。回答等は30ページになりますけれども、国交省からは、「営業区域の設定を行う地方運輸局長は地域公共交通会議の構成員になっているので、地域公共交通会議で同意を得た事項について、重ねて要請する手続は不必要」という回答がございました。再検討の視点では、「地域公共交通会議において、営業区域の設定・変更について議題とすることが可能であることを明確にし、地方運輸局における検討事項や関係者との合意形成の方法など、検討プロセスを明らかにすべきではないか」、「交通政策基本法等で地域交通政策の実施が地方公共団体の責務とされており、制度的に担保する必要があること、現に地方運輸局によって対応が異なっている現状があることから、要請権限を付与すべきではないか」と指摘をしております。

27番、これは現在、繁忙期のみに認められている自家用自動車による貨物の有償運送について、中山間地域では通年で認めてほしいという提案でございます。国交省からは、「提案の実情は十分把握する必要があるが、今回の自家用有償運送事業ではなくて、貨物軽自動車運送事業であれば、届出により軽自動車1台から事業が開始できる」との回答がございました。再検討の視点では、「提案団体の実情把握に当たっては、物流サービスの持続が困難になっている事情を把握していただきたい」、「法律上は期間だけでなく地域限定の運用も想定しているので、物流サービスの確保が困難である地域では通年の利用も可能とする仕組みを検討すべきではないか」などの指摘をしております。

32ページ、28番でございます。29年のフォローアップ案件で、タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大についてです。29年の対応方針では、「過疎地域であって人口3万人未満となっている現在の対象区域について、輸送安全の確保等の観点から実施状況を検証するとともに、その範囲の拡大について検討し、31年中に結論を得る」ということとされております。1次ヒアリングの際に国交省から、「過疎地域で人口3万人以上であっても、合併前の市町村単位で人口3万人未満の区域も対象とする」との方向性が示されました。再検討の視点では、「過疎地域に限らず、中山間地域や貨物運送サービスの維持が困難である旨の地域公共交通会議における協議が整った地域についても対象区域に含めることを検討していただきたい」などの指摘をしております。

29番、軌道法、鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から政令市の移譲についてです。両法に基づく事務は、主に道路管理者との調整となりますけれども、政令市にある道路は直轄国道を除いて全て道路管理者が政令市長となっていることを踏まえた提案でございます。国交省からは、「政令市の負担に配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討したい」という回答がございました。再検討の視点では、「一括法による改正が可能となるよう、政令市側の意向確認を速やかに進める」よう求めておりま

す。

34ページ、災害に係る住家の被害認定基準において、木造と非木造の混構造の住家の判定方法を明確にしてほしいという提案です。内閣府からは、「原則として建物の主たる構造に基づいて判定することを地方公共団体に周知する」との回答がございました。再検討の視点では、「主たる構造の考え方を具体的に示した上で早期に周知すること」、「継続的・効果的な周知方法について検討すること」を求めています。

31番、災害時に立替払ができるよう、地方公共団体の支出方法を見直してほしいという提案です。内閣府、総務省からは、「公金の立替払は予算執行の秩序を乱すことになるので制度としては認められていないが、立替払と同様の効果となる運用が可能か検討する」との回答がございました。再検討の視点では、「災害時に地方公共団体職員が躊躇なく必要な支払いをすることが可能となるように検討すること」、「2次ヒアリングまで検討スケジュールを示すこと」を求めています。

32番、液化石油ガス法に基づく事務・権限の都道府県から政令市への移譲についてです。液化石油ガス法は高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法となっておりまして、同一の事業者が民生用と工業用の両方の事業を実施する場合には、それぞれの法律に基づく手続が必要となりますけれども、高圧ガス保安法に基づく事務・権限については、第5次一括法によりまして政令市へ移譲済みとなっております。経産省からは、「この2つの法律に基づく手続の担当が異なることによってどのような支障が生じているのか、2次回答までに調査を行う」という回答がございました。再検討の視点では、「2次ヒアリングまでに見直しの方向性や検討スケジュールを示す」よう求めています。

36ページ、33番でございます。放置自転車等の撤去、保管費の徴収・収納事務について、私人に委託できることを明確化してほしいという提案です。内閣府からは、「自転車法上、私人への委託を禁止する規定はない」、「総務省からは、私人に徴収・収納事務を委託することができる歳入であるか否かは、自転車の撤去・保管に係る制度の所管省庁において判断されるもの」との回答がございました。再検討の視点では、「私人に委託することが可能であることを、その根拠を整理した上で地方公共団体へ通知する」よう求めています。

34番、職業訓練の委託要件の緩和についてでございます。現行の長期高度人材育成コースは、合格発表までに2年以上を要する資格取得については、文科省が認定した専門学校・専門職大学院以外には委託できないこととなっておりますが、大学・短大にも委託できるようにしてほしいという提案でございます。厚労省からは、要するに「長期高度人材育成コースは資格取得を修了要件としており、例外的に文科省が認定した課程のみを卒業、修了要件としている」、「提案団体が求めている自動車整備士については、試験の結果、資格取得ができない場合に制裁措置がとれないため、訓練の効果が見込まれない恐れがあるので、認めることは困難」との回答がございました。再検討の視点では、

「そもそも2年間の訓練期間中に合格発表がない資格についても、委託訓練の対象としてもよいのではないか」、「文科省の認定以外にも、厚労省や都道府県が要件を設定して訓練機関を選定することができるのではないか」、「現行でも訓練成果に応じたインセンティブを付与する仕組みがあり、訓練効果の懸念は生じないのではないか」という指摘をしております。

38ページ、35番。現在、金融機関での納付書払や福祉事務所などの窓口納付に限られている生活保護費返還金等の徴収・収納事務について、私人委託（コンビニ収納）を可能にしてほしいという提案です。厚労省からは、「各自治体の意見を聞いた上で対応について検討したい」という回答がございまして、再検討の視点では、「多くの自治体でニーズがあることから、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出す」よう求めています。

36番、公営住宅の明け渡し請求後の損害賠償金の徴収・収納事務について私人委託を可能にしてほしいという提案です。39ページのほうにありますけれども、国交省からは、「私人に徴収・収納事務を委託することができる歳入は、金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかでなければならず、本件損害賠償金は客観的に明らかとは言いがたい」という回答がございましたけれども、1次ヒアリングにおいて、「損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の催告や交渉は事実行為として私人委託が可能である」という見解が示されております。再検討の視点では、「損害賠償金の私人委託が可能となれば滞納家賃と一緒に実施できるメリットがあること、個別法において歳入の性格を限定せずに委託を認めている例もあること、損害賠償金の算出根拠等を告示等で示せば客観性を担保することができることから、個別法において私人委託を可能とすることができるのではないか」、「国交省が言うような事実行為としての委託では、提案団体の支障が解消されないと確認された場合には、法制上の措置を講ずることについて、2次ヒアリングまでに検討していただきたい」という指摘をしております。

40ページ、37番でございます。中学校教諭の免許状を持っている者が小学校教諭の免許状を取得する場合の要件に、中学校における在職年数と同様、小学校における在職年数を参入できるようにしてほしいという提案でございます。文科省からは、「中教審において『新しい時代の初等中等教育の在り方について』審議をいただいております。この中で検討を進めてまいりたい」という回答がございました。再検討の視点では、「積極的な方向で検討を進めていただく」よう求めています。

38番、30年のフォローアップ案件で、昨年、各種保険者証や手帳などの再発行申請において、マイナンバーの記入義務付けを廃止することにいたしました。身体障害者の手帳についてのみ結論を出す時期を1年遅らせていたものでございます。1次ヒアリングの際に厚労省から、「義務付けを廃止した場合に支障があるとした自治体も一定数あるため、自治体での記入の要否を選択できるような方向で検討したい」という説明がございました。再検討の視点では、「記入を求める理由がマイナンバーを把握する機会の

確保ということであれば、他の方策を講ずべきであり、記入を求める必要はないのか」、「自治体の選択性にするというのであれば、他の手帳等と異なる取り扱いをする理由を明確にしていきたい」という指摘をしております。

42ページ、39番、審査請求を全部認容する場合の議会の諮問手続の廃止についてでございます。具体的なケースとしては、保育所の保育料について、公立保育所の場合は議会への諮問が必要ですが、私立保育所の場合は行政不服審査会等への諮問は不要とされているので、私立の場合と同様にしてほしいという提案でございます。回答は下になりますけれども、総務省からは、「給与事務、財務事務に係る審査請求に対する裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、判断の正確性、公平性、客観性を担保することとしており、本案審理に入る事案について諮問手続を簡素化することは適当ではない」という回答がございました。再検討の視点では、「公立と私立では保育料の性格が異なる理由、私立の場合には議会諮問の対象とならない理由を示す」よう求めております。

44ページ、40番でございます。試験研究を行う地方独立行政法人の業務範囲に国立研究開発法人と同様、成果活用事業者に対する出資を加えてほしいという提案でございます。総務省からは、「地方自治体のニーズを踏まえ、他の法人における制度を勘案しつつ検討をしたい」という回答がございました。再検討の視点では、「提案団体は令和3年からの出資を予定していることを踏まえて、検討の方向性やスケジュールを示す」よう求めております。

41番、公立大学法人が不要財産納付を行う場合、現在では、納付認可時と納付後の定款変更時に議会の議決が、定款変更時に国への認可申請が必要ですがけれども、事務の効率化の観点から見直ししてほしいという提案でございます。総務省からは、「地方独立行政法人の定款変更については、設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決を必要とし、設立団体以外のものによるチェックのため大臣認可としており、現行の手続を簡素化することはできない」との回答がございました。再検討の視点では、「設立団体以外の者によるチェックが大臣認可でなければならない理由、不要財産納付時と定款変更時の2回議決を必要とする理由などを示す」よう求めております。

46ページ、42番、狂犬予防法に基づく犬の登録について、所有者からの死亡届が提出されずに死亡している可能性の高い犬も登録されたままになっているので、登録を職権で削除できるようにする、一定期間経過した犬の登録原簿への国の報告を不要とする、所有者が国外に転出した場合の手続を明確にしてほしいという提案でございます。厚労省からは、「登録から一定期間経過した犬の登録原簿の見直しや、国外への変更登録について検討する」という回答がございました。再検討の視点では、「具体的な検討内容及びスケジュールを示す」よう求めております。

43番、地域女性活躍推進交付金の市町村事業について、都道府県の予算に計上することなく、市町村に直接交付してほしいという提案でございます。内閣府からは、「直接

補助する方向で関係機関と調整し、来年度以降実施する事業について適用を目指す」という回答がございましたので、再検討の視点では、「具体的な検討内容及びスケジュールを示す」よう求めています。

その下、44番、不動産鑑定士の登録申請について、都道府県経由事務を廃止してほしいという提案です。国交省からは、「都道府県の申請者に支障がないことが確認できれば、一括法で改正する方向で検討する」という回答がございましたので、再検討の視点では、「支障がないことの確認を速やかに行う」よう求めています。

最後、48ページ、45番。現在、市町村が行う固定資産税の課税に関して、登記所から市町村に対しての登録情報を通知する仕組みというものがございますけれども、これと同様に都道府県が行う不動産取得税の課税に関しても登記所から都道府県に通知する仕組みを構築してほしいという提案でございます。総務省からは、「不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するので、市町村経由で収集することとされていますが、市町村経由で収集できない理由等について伺いながら、法務省と検討したい」、法務省からは、「登記所から都道府県に情報提供をするための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、総務省と検討をしたい」との回答がございました。再検討の視点では、「来年から登記情報がオンラインで登記所から市町村に提供される予定となっており、そのデータを市町村から都道府県に提供する方をまず検討すべきであるが、その場合の法的根拠を明らかにした上で必要な方を検討していただきたい」、「あわせて都道府県が登記所から登記情報の提供を受ける方策についても検討し、その場合の法的根拠も明らかにしていただきたい」と指摘しております。

早口で長くなってしまいましたが、資料2の関係は以上でございます。

あと2点だけ、ほかに資料4をつけてございます。説明は省略させていただきますが、これは昨年までの対応方針において、本年までに結論を得るとされていた事項のフォローアップの状況を示したもので、全部で39事項がありますが、このうちの4事項については本年の重点事項としたものでございます。

最後、参考資料ということで分厚い2分冊の資料がついてございますが、これは重点以外のもも含めまして、本年、内閣府と関係府省との間で調整を行っている全180件の提案について、関係府省からの1次回答と、それに対する提案団体の見解を整理したものでございますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

重点事項に係る第1次回答と再検討の視点につきましてを中心に御説明を頂戴いたしました。

それでは、続いて、平井議員から、地方分権改革の推進に関する全国知事会の提言について御説明を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(平井議員) ありがとうございます。神野座長、または高橋部会長、さらには議員の皆様

様、構成員の皆様のおかげで、ただいま菅原次長のほうからお話がありましたけれども、大変精細に議論をしていただきまして、以前と比べますと、大分単純なバツ回答ではなくて、その交渉の過程で1次回答の後、こういう話があったというようなこともございまして、議員の皆様、構成員の皆様でかなり粘り強くされ、また、事務局のほうでもいろいろと御手配をいただいたことに本当に感謝を申し上げたいと思います。また、お忙しい中でも、舞立政務官には今日、この席にお越しいただきました。ぜひこの分権の課題、それから6年間にわたる任期を通じまして、数々の課題に立ち向かっていただき、いい種を蒔いたりという形にしていただければと思いますので、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今、神野座長のほうからお話がありました資料5でございしますが、さきに6月にペーパーである程度のことを出ささせていただいたのとかかなり重複をしますが、まずは1ページ目、2ページ目のあたりは、分権改革で税財源を初めとした大きな議論をしていただきたいということ、あるいは税財源の一般財源の確保につきましては、10月にいよいよ消費税が引き上げられるわけでありまして、地方の一般財源の総額も当然増えるはずであります、その仕上げの過程で個々の自治体でもそれぞれが社会保障負担などに耐えうるような、そういう伸びを示すような形にしていただかないといけないのではないかと。

前の改正のときに、平成26年のときは逆に一般財源は減ってしまった自治体が多発しております。これはどうしても負担する有権者といいますか、納税者でも理解しがたいところではございまして、ぜひ財源まで一極集中をしないように、せつかくの分権でありますので、大都市部、地方部でそういう伸びるような手配をしていただきたいということも含めて、お願いをしているものであります。

2ページ、3ページの辺りであります、立法プロセス等々でいろいろと参加の機会をいただきたいということでございます。これは今回のこの提案募集とも関連する面がございまして、そういう意味で、提案募集関係のところは3ページ以降にございまして、やはりいろいろと細かい規定が多いところでございまして、従うべき基準などは、この際、大幅に考え方を見直してもいいのではないかとということでございまして。これと関連をして、よく条例による上書き権という言い方をしますが、そうすると、かなり大上段な話になってしまって、法律論あるいは憲法論に行ってしまうというお話もあるわけでありまして、突き詰めて言えば、現場の自治体のほうで結構困っているのは、細かい規制のところ、これを何とかしてもらいたいというところでございまして、その多くが最近、数も増えているように思われます、従うべき基準による規制のところでございます。

新しい制度ができると、基本的にこの従うべき基準にしまえばいいということではなくて、むしろ基本的には参酌すべき基準なのでありましようが、実態がそうならない。そこで、現場での厳しさが募っているということでございまして。そういう意味

で、義務付け・枠付け等々のチェックのための仕組みが必要であるとか、条例による権限を拡大すべきであるとか、そういう議論がいろいろと地方側で出てくるのは、その辺に由来しているのかなというふうにも思えるところであります。

そういう意味では、先ほどの資料2のところでは、例えば7ページの7番の放課後デイサービス等での看護職員ということがあったり、あるいはその先のほうで、10ページのところの医療的ケア児への訪問介護等々があります。こうしたところは、非常に医療福祉系で多いわけでありまして、細かい人員配置であるとか、そうした資格であるとか、そうしたことが入れられるわけでありまして、例えば7ページのところの放課後児童デイサービス事業所であれば、看護職員、これも実際にはケアができるわけです。普通の児童のお守りをする人よりは、むしろ資格もあって充実しているわけでありまして、そういう意味で、こうした看護職員を配置すれば、多分オールマイティなわけでありまして、法制上、それが別建てになっているという、そういう規則を盾にとって、現場の不便さが生じてしまっている。これによって結果的には、十分なそうした子供たちへのサービスが提供できないというようなことにもなるわけでありまして、

これが医療にかかわってきて、その10番のような医療的ケアについての訪問看護の適用範囲の問題等もあるわけでありまして、こうしたことが往々にして見られるのではないかと考えておりまして、ぜひ御配慮をいただきたいということです。

3ページ目の下のところから、地域公共交通制度のところがございますが、部会長を初め、非常に前に進めていただいて、結構捌けるところは捌けてきたのではないかなと思っておりますが、やはり地域の実情に応じて、制度体制をつくっていただきたいというのが根強く、知事会の夏の会議でもございました。

例えば、今、御説明をいただいたところでは、31ページの27番のところがございますが、消極的な回答に今のところはなっているわけがございますけれども、これはいろいろなアイデアが現場ではあるということですね。実は今、大体、地方に行っていただいて、市町村長とか都道府県知事とか、お話も聞いていただくと、頭の痛い問題は交通の問題になってきました。これは悪いことではないのですが、働き方改革などが他方であったり、高速道路などで非常に凄惨な事故があったりしまして、ドライバーの確保やその勤務条件など、これに対する配慮をすべきという時代になりました。そこに持ってきて、今、有効求人倍率が上がっていますので、ドライバーの成り手がいないということになってきております。

何が今、地方で起きているかというところ、例えばタクシー、うちの町のタクシーは、今年から5時以降は受け付けなくなりましたと。驚かれるでしょうけれども、これは地方の実態なのです。さらに言えば、うちの町はもうタクシー業者は撤退しましたと。一体どこにどう頼んだらいいのかと。そこに持ってきて、バスも空っぽで走るようなことも起きてきたりして、そうしたら、もう廃止するかと。現実にはバス路線の廃止が目立っています。では、バス路線を廃止するので、どうしたらいいかというので、地

元で過疎バスをつくるということがありますが、その過疎バスの運転代行すら、運輸業者が撤退してしまうと。そういうように、今、本当に厳しくなってきたのが全国状況になってきていまして、なぜ交通問題がこれほど出てくるかという、そういう背景があるからでございます。

この27番のところは、これは例えば本県で言えば、舞立政務官のお世話もいただきながら、地方創生の実験事業として、今やろうとしているような話がございまして。それは運転手不足であって、トラックなどもそうであります。ですから、地元で公民館あたりまで何らかの形で地元も協力しながら、荷物を届けると。その届けた荷物を自分たちで、集落で、それを皆さんで誰か当番がいて分けてしまうと。要はボランティア的にそうした地域内運送とかいうことをやる。これに実は人の輸送の過疎バスを組み合わせるわけです。デマンドバス方式のようなもの。実態はタクシーに近いようなものであります。それで人を運ぶついでに貨物も運びますよと。こういうことを私どものほうで、今、アイデアとしてやるわけでありまして。しかし、中山間地で特例的にこうした事業が認められるのは繁忙期だけということになります。それでは、なかなか普及しないということにもなります。

このようないろいろな隘路がございまして、発想としては、やはり地方分権の仕組みによって、現場のやりたいようにやってくれと。それに対して、例えば国土交通省のほうでやっている過疎バスの助成事業なども組みかえていただくとかいうようなことで、そうした人が乗ろうが、貨物が乗ろうがという、とにかく車が回るのだったら、そうした対応ができるようにするというのが、やはり多分、分権の醍醐味だと思うのです。そうしたところにぜひ切り込んでいただきたいという意味で、ここにあるような問題提起が知事会の決議の中でもされてきたということです。

資料5のほうで、あとは雇用や産業振興政策、提案募集方式のさらなる改善、分権特区の導入、制度的課題等々、いろいろとございまして、これまでも申し上げていることとございまして、ぜひまた読んでいただければ、よろしいのではないかなと思います。分権特区なども大きな視点で、こうしたこともやるのが、分権に対する関心と呼ぶことにもなるのではないかなと思いますし、先ほど御礼も申し上げましたとおり、提案募集方式も大変に前に進めていただいていることであり、感謝を申し上げるところとございまして。ただ、いかんせん領域がすごくミニマムなところで勝負をするものですから、やはりもっと大きなところで議論もしていただくようにならないだろうかというようにございまして。

以上、この間、夏にございました知事会のほうで決議をいたしました地方分権改革の推進について、資料2の関連も含めて、発言をさせていただきました。どうもありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま高橋部会長から始まって、事務局、ただいまの平井議員から非常

に建設的なお話をいただいたわけですが、これらを含めて、御出席の委員の皆様から御議論を頂戴したいと思います。もちろん御質問があれば、あるいは御意見があれば、自由に頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

伊藤構成員、どうぞ。

(伊藤構成員) それでは、構成員として、第1次ヒアリング、地方3団体のヒアリングを行いました、今の時点での感想を申し上げたいと思います。

これは例年のことではございますけれども、やはり提案団体からは、地域でさまざまな行政を行っていく上で特にリソースが非常に不足していて、それによって支障が出ているということが、本年度もかなりひしひしと感ずることがございました。例えば全般的に人材や財源が不足しているということで、非常に煩瑣な手続ですとか、あるいは法的根拠が不明確な事務あるいは手続について、いろいろな御提案があったと理解をしております。

それから、リソースとして、やはり人材が非常に足りなくなっているということがあると思います。今、平井議員からも御指摘がございましたけれども、例えば地域公共交通を円滑に行うための担い手がない。あるいは医療や福祉の専門人材についても非常に細かい配置基準等が決まっているけれども、それでは、なかなか確保できないといったような切実な御提案が寄せられていると思います。さらに行政活動を進めていく上で各種の情報についても、やはりその入手が非常に困難になっているということがあると思います。空家あるいは森林の所有者に関して、固定資産税情報等を活用できないかというような御提案も、そういった情報把握に関する非常にリソースが不足しているということを反映している御提案だと思っております。

こちら各府省の1次回答では、なかなか対応困難というような御回答が寄せられているものもございますけれども、今後の2次ヒアリングに際しましてはできるだけそうした、特にリソースが不足している提案団体の趣旨を踏まえて、きちんと御対応をしていただけるように、専門部会としても対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。貴重なお話を頂戴いたしました。

どうぞ、市川議員。

(市川議員) それでは、私から何点か。

まず1つは、今回の提案に関しましても、非常に御丁寧な説明をどうもありがとうございました。本当に内閣府の皆様の御苦勞が感じられますし、専門部会も非常に丁寧に議論をされているなということを今回も感じております。その中で、今回の重点事項の中で、まず3点ほどあります。

例えば、25番の森林所有者に関する固定資産税の情報の件です。これなどは、そもそもこの法律ができた目的は、要は森林簿の把握も含めて、実態調査をしっかりしようというところだと思うのです。今、地籍調査という点からすると、この山林に関する地籍

調査は全体の45%くらいしか進んでいない、非常におくれている部門ですので、その法の趣旨に照らし合わせた場合に、情報収集ということと個人情報の保護というところの議論が非常に難しい部分もあると思うのですけれども、これについては、法律がきちんと活用できるような仕組みにぜひ進めていただきたいと思います。これは専門部会からも御提案をされているとおりでと思います。

例えば、33の放置自転車の撤去・保管、徴収・収納事務の私人委託の件ですけれども、私はこういうのは、なぜここでこんなに議論をされるようなことかなと正直思います。民間とのいろいろな協力関係が各地方自治体で必要なときに、どんどんこういう協力ができるような仕組みをもっと準備すべきであって、正直、自転車の管理方法を私人に任せることが簡単にできないということ自体に、まず驚いた次第でございます。

45のデータの話ですけれども、デジタル法案等も出てきて、これからいよいよデジタル化が進む中で、データをどういうふうに共有して使っていくかというのが、非常に重要なポイントとなります。ワンストップ、ワンズオンリー、いろいろありますけれども、今後、この地方分権の専門部会で議論をされる中で、課題に挙がってくる中で、各府省におかれても、データをどういうふうにも有効に使っていくかという視点で、ぜひしっかり検討をしていただきたいと思います。

平井知事からのお話もありましたけれども、従うべき基準というところと参酌すべき基準の趣旨が非常に曖昧なまま、ずっと議論をされてきていると思うのです。ある意味では自治体に委ねる、ある意味では管理するという部分がありますが、従うべき基準については、本当に絶対に駄目だということでは明確にする。従うべき基準はどうあるべきかというのを、私は真剣に本当に議論をしたほうがいいと思うのです。

特に人の数ですとか、そういう細かい点については、先ほども言いましたデジタルとか技術革新とか、いろいろなことが進んでいるわけで、従来の人員配置基準というのが、地方自治の現状に照らすと、一律に守れるものかどうかというのは、これはしっかり議論をすべきだと私は思いました。特に人はこれからマルチタスクですとか、いろいろな役割を1人の人がそれぞれ担うような時代になってきていますので、そういう意味で、特に人員に関する従うべき基準というのは、一度、棚卸をする必要があるかなと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。特に事務局、部会長からコメントはありますか。いいですか。

ありがとうございます。貴重な御意見を頂戴いたしました。

それでは、後藤議員。

(後藤議員) ありがとうございます。私も全く同様の感想でございまして、大変御丁寧に御説明をいただきまして、ありがとうございます。また、提案募集検討専門部会の98回という数の多さにも驚いておりますけれども、確実に成果を出していただいて、感

謝をしております。

そうした中で、先ほど、平井知事のほうから、全国知事会からの御紹介がございました。義務付け・枠付けの見直し、これは全くそのとおりだと思いますが、「地域公共交通制度の見直し」と「提案募集方式等の見直し」というものがございました。これをどのように今後進めていくのがいいのかということを考えながら、お話を伺っていました。すなわち、今回も45の重点事項を非常に細かく丁寧に御対応いただいたわけですが、それを全体像として、7つにまとめられています。7番目はその他というものなので、6つと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、その柱ごとに、もう少し抽象度を高めた議論をしなければいけないという指摘を、「提案募集方式等の見直し」ということと具体的に「地域公共交通制度の見直し」と表現されているのではないかと思います。

私自身は、地域公共交通部会に参加させていただいておりましたけれども、今回のような重点事項として挙がってくる解像度とは違う、ちょっと抽象度を高めた理念系の議論を一方でしておく必要があるのではないかと。特にその中でも、地域公共交通と空家や農地のあたりについて、個々の支障をどのように取り除いていくかということとは別に、今後どちらへ、どのように向かっていくかという大きな議論を一方でする機会が必要なのではないかなと思いました。それがまさに知事会のおっしゃる「提案募集方式の見直し」と「地域公共交通制度の見直し」という表現にあらわれているように感じました。

感想でございます。以上です。

(神野座長) ありがとうございます。大変貴重な御意見を頂戴いたしました。問題を少し、抽象度という表現からは、問題を正しく整理しながら、きちんとした方向性を打ち出す。原因をきちんと明らかにしておくということかもしれませんが、それを含めた検討が必要ではないかという御意見でございました。

谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) ありがとうございます。ことしも大変な御検討をこちらの委員会、または関係府省の方々、自治体、それぞれ丁寧な議論を暑い中、しっかり重ねていただきまして、このような形でまとめていただきました。ことしも一つ一つ拝読していて、すごく勉強になった次第です。その関係府省からの1次回答も、このような現状のフレームワークの根拠をしっかりと説明してくださっていて、これを再検討する場合には、調査を行うとか検討を続けるといったような前向きな御姿勢も見られておりますし、さらにそれに対して、検討専門部会から、もし積極的でない場合は、何ゆえ支障があるのかを示すように、あるいはいついつまでに結果を示すようにといった具体的な依頼もあつたりして、非常に真剣に積極的に結果を出されようとしている点を改めて感じました。

今回も感じたところでは、こういった今回の提案募集と支障の関係を見てみますと、大きく影を落としているのが、人口構造の変化だと思います。つまり、人口集積が起きる地域とそうでない地域が生じるのは、そもそも我が国の産業構造が第1次産業、つまり農林水産業が中心なら、それが行える地域に住むことに利便性があるわけですがけれど

も、そうでなくて工業化が進めば鉱工業やものづくりを中心とした第2次産業を行える場所に人が移ります。さらに現在では、他の先進国と同様、7～8割の労働者は第3次産業に従事しているわけですね。第3次産業はサービス業、つまりものづくりと農林水産業以外の産業ですから、人が集まっているところでないとビジネスが成り立たないという特性があって、そういうことにほとんど多くの国民が従事しているという状況だからこそ、人口が都市部に流れるという構造がベースにある。

そうすると問題は、人口が減ったところにおいてはサービス業が成り立たないので、必要なサービスを民間から調達することができない。ですから、この提案の中でも、例えば保育所や放課後学童クラブの運営基準を参酌基準化をしたほうが良いというのは、都会であれば民間の保育所ができるとか、費用がかかっても英語で放課後教育をやりますといったことが成り立つけれども、非都市部では、そういうふうな事業者の参入は期待できないので、行政が運営せざるを得ない。そうすると、行政が運営する際の基準というものを低くしないと成り立たない。人口の集積が難しいところでは、行政がある意味、細かいサービスをやらざるを得ない。あるいは、近所の人々がニーズに応じて手伝ってあげる、一緒にどこかに連れて行ってあげるとか、そういった住民同士で助け合いをやらないと成り立たないような地域がもう出てきているわけです。

視察に行かせていただいたところでは、住民同士でお手伝いをするともらえるボランティアのポイント券を交換する形で、病院のつき添いをしてもらうとか、子供の見守りをするといったことが行われていました。住民同士で助け合っていないと成り立たないような状況がもっと深まると思うので、そういう人口集積が難しいところでは、自治体あるいは住民間の細かいサービスを認めるような形で考える方向もあり得るのではないか。

もう一つは、逆に都市部においては、今度は人が多過ぎて、提供できないものがある。しかしそういうところでは、民間の参入が期待できるので、民間の事業体が活動しやすいような分権のあり方というものを認める。さっきの自転車の処理を民間に委託することを容易にするとか、地域の人口集積の度合いに応じて、考え方を変えなければいけないかもしれない。関係府省の方々には、大変だとは思いますがけれども、ある条件やデータに応じて、一律の枠組みを課すというよりは、何ゆえ、この事業が続けにくくなっているのかということを考えていただいて、民間あるいは地域が活動しやすいように助けていただければと思いました。

(神野座長) ありがとうございます。

平井議員、先ほどは知事会の立場からの御発言をいただいたのですが、ここの議員そのものと言うのは変ですが、ここの議員として何かございましたら。

(平井議員) ありがとうございます。先ほども含めて申し上げたつもりでございますが、今いろいろと各先生方からお話がありましたのに全く共感するわけでございまして、やはりいろいろと転換点に来ているのかなと思います。

今どうしても地方創生を進めていても、人口の移動に歯どめがかからない中でございまして、そこで正直もう崩壊の兆しが地域によっては生まれてきている。それを今、谷口議員がおっしゃいましたけれども、地方部は地方部のやり方で助け合いだとか、レベルを変えたサービス提供があると思うのですけれども、それをやろうとすると、国全体の画一的な規格に合わないものでありますから、はみ出てくる。それをいちいち拾い出すようにして、こうやって提案募集の中に出てくるわけでありましてけれども、そこをどうアプローチしていくかということだと思うのです。

そういう意味で、後藤議員がおっしゃられましたけれども、非常に的確におっしゃったのですが、例えば、空家のこと。これなどは、今、緊急にやらなければいけないことが起きているのです。それはこのたび、佐賀でも水害がありましたけれども、災害が起こると、たちまち顕在化するわけです。あの空家をどうしてくれるのだと。我々も地震があつて、そうだったのですけれども、順番に家の復旧などをやっていって、残ってきたところが、ただでさえ危険なところが、災害を経て危険になってくる。そういうものを緊急に除去しなければいけないということで、この提案募集の中にも1つ、空家の問題がありました。

市川議員もよく御案内とは思うのですけれども、家だけを壊せばいいというものではないのです。家の中に実はいろいろなことが前提として、つくり込まれていて、地方に行くと、よく問題になるのは仏壇で、その仏壇をどうするのか。例えば空家を貸そうと思っても、仏壇があるので貸せないとかいう家が結構あるように、こういうようなことで、その家の精神的なよりどころみたいな、そういう動産などもあったり、また、実は動産の処分費は物すごくお金がかかったりするのです。

そういうものなどに切り込んで空家法をやってくださいということを地方で、今回、声が上がっていると。でも、それは立法改正として、動産と不動産は別ですから、できませんよと。これは私自身も法律を勉強していましたから、当たり前と言えば、当たり前なのですが、そこまでやらないと、空家対策の意味がないではないかということですよ。こういうのは隠れた問題も含めて、トータルでアプローチをしていく。それが農地の問題なども、まだまだ隠された課題もあります。

例えば第1種農地と第2種農地と隣接をしていて、第2種農地なので転用ということを考えかけるのですけれども、第1種農地と連担して一体となっているので、これは手がつけられないというようなことになる場合がありますけれども、これは弾力的に運用をしたらいいのではないかと、国道が開発されてきて、何も無い田んぼに、例えば直轄などですごくきれいな道路をつくる。そうすると周りに家が、正直、店が張りつきたいのが当然なのですけれども、そこにもともと農地の規制がかかっているから、容易に転換できない。こういうところで、地元や自治体の市町村の首長の不満がたまってくるわけです。

だから、農地も確かに転用がかなり進みまして、いいのですけれども、あれは中身の

基準には、まだ切り込み切れていないところがありまして、そのロジスティクスはできていても、サブのほうはまだ実は対象外として、今回、積み残しで置いてあるところなんです。こうしたところなども、やはりアプローチが必要なのではないかなとも思うところでありまして、今おっしゃったようなことをぜひ進めていただければと思います。

市川議員もおっしゃいましたけれども、民間活力の導入ということ言えば、いろいろとできることはいっぱいあると思いますし、それが一つ一つ、法規制がかかってしまっている面もありますし、先ほどの地籍の問題などもそうなのですが、これも大問題でして、なかなか進まないのは、規制の問題も一つは当然あるのですが、恐らく、それを進めるための新しい制度の創設ということがあるのだらうと思うのです。この辺は既存の国の制度があって、新しい制度の創設になかなか進んでくれないときに、分権の立場で我々がプッシュをして、こういう提案をしたいので、ぜひ一緒に法律改正をやりましょうと。現場の発想に基づいてやりましょう、ぐらいがあってもいいのかなと。そういう意味で、もっと大きな分権の議論も今後進んでくれば、世の中はよくなるのではないかなと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。市川議員、何かございますか。お願いできますか。

(市川議員) さっき谷口議員もおっしゃいましたし、今、平井議員もおっしゃったのですけれども、民間と公というものを分けるのではなくて、それぞれの地域でどういうふうに公・共・私という言い方をし、この意味がどうかというのはありますけれども、それぞれの地域で公・共・私をどういうふうに有効的に動かしていくかと。

それをサポートするような法的体制ですとか、各庁の柔軟な対応ですとか、そういうものを議論しないと。どういうふうにして縛るかという議論から、どういうふうにして解放するかという議論に変えていく時期だと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。どうぞ。

(高橋部会長) 本日の議論で、私どもが第1次ヒアリングや地方公共団体ヒアリングで、個別具体的な事案を通して感じていたことを、より大きな視点で御指摘いただいたのではないかと思います。地域公共交通の話もそうですし、地域の実情に応じた子供・子育てのあり方の話であるとか、さらにはマンパワーが少ない自治体に対する細かな事務の義務付けの問題であるとか、個別事案を通じて考えてきたことについて、大きな視点から、より高いレベルで、この問題を取り組む必要があるのではないかと御指摘をいただいたと思います。

私どもとしては、個別な事案を通じて検討するという方式で作業を行っておりますので、それより高いところのお話は今後ぜひ、議員の先生方にしっかり御議論をいただきたいと思います。私どもとしては、提案募集方式を踏襲しながら、今年度もさらに進めていくということになりますが、今、御指摘いただいたような大きな視点が背景にある

のだということ踏まえて、個別の案件の実現についても、各府省に迫っていきたくと考えています。ありがとうございました。

なお、地方3団体のヒアリングの中で市長会のほうから、資料3-2にあります、提案の237のところ、個別の提案ということを通じてということなのですが、補助金の要綱を通じて、こと細かな、事務作業の義務付けがされているということの御指摘がございました。私どもとしては、個別の提案を踏まえた検討ということになりますが、ぜひ来年度において、補助金の要綱を通じた形で、過度な自治体の作業を、各省庁の立場からすると、どうしてもお金を使うのだから、しっかりしたエビデンスをとってきてくださいという話があると思うのですが、それにしても、過度な作業を求めるということについての支障については、ぜひ来年度に事務局に掘り起こしていただければ、ありがたいと思っています。

以上でございます。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかに御意見がなければ、少し時間が余っておりますが、今回の会議をこれにて閉じたいと思います。

今回、ここでの議論の中で出てきたことで、少し新しいかなと思ったのは、私たちは制度と言ったときに、いわゆる政治的に決定した制度とフォーマルな制度と、家族とかコミュニティとか、さまざまな人間の関係性が作り上げてきた習慣としての助け合いの制度みたいなものが、つまりインフォーマルな制度があって、今そのインフォーマルな制度が非常に弱くなっているのだけれども、そのインフォーマルな制度を再創造していかないと成り立たなくなっているような時期、あるいは地域という条件のもとでもって、どうもフォーマルで決められた制度が、そちらの下からでき上がろうとしている制度と桎梏を来している場合があるのではないかというような御指摘を頂戴したかと思しますので、この点は少し、私どもも肝に銘じながら、反芻して検討していく必要があるかなと思しました。

では、少し時間が余ったのでございますが、生産的に御議論を頂戴したということに深く感謝を申し上げて、最後に大変申しわけございません。お忙しい中をおいでいただいている山崎事務次官から、お言葉を頂戴したいと思しますので、よろしく願いいたします。

(山崎内閣府事務次官) ありがとうございます。お忙しいところ、ずっと御議論をいただきまして、ありがとうございます。

余分なことを少し申し上げたいと思ってきたのですけれども、私は平成6年から地方分権の仕事をやっています、25年間もたったなど。2000年分権の前後と比べて、今日先生方がおっしゃったとおりなのですけれども、状況が随分変わっているなということ、思いを新たにいたしました。と申しますのが、2000年分権のころというのは何かと言うと、やはり経済がすごく成長してきて、人口が伸びている国であって、地方の政府

の活力がすごくあって、そこを変にためているというか、いびつにしているということはどう直すかということだったと思うのです。

ところが、昨年、2040年のこの議論をずっとさせていただいて思ったことを言うと、やはり日本の置かれている状況が相当変わってきていると。だから、2000年分権あるいはその後の分権改革推進委員会でやってきた部分が随分、今の状況と合わなくなっていて、そのあたりを平井知事もおっしゃり、後藤先生もおっしゃり、谷口先生もおっしゃっているのではないかと思うのです。

私は十数年前に行政体制整備室長を総務省でやっていたのですが、そのときに思ったことは、あのときも新たなサービスの提供方法を基礎自治体が提案すると、そのやり方がやはり法律とか制度とかでおかしいと言われたと。例えば端的に言えば、あのころは高浜市が住民票の受付を民間に委託したと。それがいいのかと言われたときに、総務省自治行政局自体が、そういうことは新たなことなのでどうかというところで、しかし、よく考えてみると、今日おっしゃった、官と民と共の部分でうまく回していこうという努力だったと思うのです。今はもうアウトソーシングをしたり、共通基盤をつくったり、何でもないことになっています。

私が思ったのは、レゾンデートルとは何かと。国とか地方公共団体とか、やはり住民サービス、国民に必須なサービス提供の持続可能性を追求することではないかと思っていて、そのときに、そのレゾンデートルを果たすために、やり方を変えなくてはいけないことがいっぱいあるのだろうと。結局、今、経済財政もやるようになって、もう一回見てみると、日本というのは2000年のころとは全然違って内需主導国家で、第3次産業が中心で、しかも、そうすると都市が繁栄していくというようなことになってきている。その中で、サービスの提供方法を柔軟に継続することによって、何とかなっていくかということになるのだろうと思いました。

そこが実は、この一つ一つの提案募集に出てきていることの背後にあるものなのだろうと。そこを一つ一つ腑分けをしていって、今日平井知事からおっしゃったような、義務付け・枠付けの従うべき基準と参酌基準と、あのころは分権推進改革委員会のときに、ある意味では少し苦し紛れに、余りにその義務付けが強いので、義務の大要は示すのだけれども、それについて説明責任を果たせば変えられるというふうにしたのが参酌基準で、参酌基準という概念を借用して、分権を進めようとしてきたのだと思うのですが、今は参酌基準が当然のことになって、では、何で従うべき基準にしておかなくてはいけないのかという議論をするべきだというふうに、平井知事がおっしゃったのではないかなと思いました。

そういった意味、サービスの提供方法を柔軟化していくことが、都市にも地域にも地方にも国にも必要になってきているというパラダイムのもとで、これからどういうふうにしていくのかなと思いました。そういう意味で、私はこの8カ月いろいろと聞いていまして、事務局は懸命にやっていますが、提案募集の一つ一つが具体的なので、それを

どうこなしていくかということが第一になってきて、ある意味では、言われたことについて、きちんと答えを出して行って、法律とか政令とか、その通知にしていくということが、事務局のこの数年の1つのミッションになっています。

そこをこれからはまた議論をさせていただいて、議員の先生方に議論をしていただいた上で、それをもう少しアウフヘーベンして、どういうふうにしていくか。その2000年分権とはいかないかもしれませんが、何かテーマ性を持ったことをやっていく必要があることになっているのかなというのを、内閣府次官として、この8カ月を見ていると少し思ってきましたので、これはまた御相談をいろいろさせていただきたいと思っております。本当に本日はいろいろと議論をいただきまして、ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、これにて、「第38回地方分権改革有識者会議・第98回提案募集検討専門部会合同会議」を閉会したいと存じます。

最後まで御熱心な御議論を頂戴したことを深く感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

特に事務局から連絡事項はありませんか。

(宮地次長) ございません。

(神野座長) それでは、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)